

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 予防接種の自己負担金免除の手続きについて

次の方は、高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種の際に証明書等を提出すると自己負担金が免除になります。

●自己負担金免除対象者

- ① 今年度の市民税が非課税世帯に属する方
- ② 生活保護法による被保護世帯に属する方

●申請の方法

以下のうち 1 種類を医療機関で予防接種を受ける際に提出すれば、自己負担金の免除が受けられます。

1.自己負担金免除申請による方法

(見本 1)

- ① 「高齢者インフルエンザ（新型コロナウイルス）予防接種自己負担金免除申請書」を記入し、健康課（丸亀市役所 2 階）、綾歌・飯山市民総合センター、又は本島・広島市民センターに提出して下さい。
- ② 対象者には「高齢者インフルエンザ（新型コロナウイルス）予防接種実施における自己負担金について」が発行されます。
予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

2.今年度の介護保険料に関する通知書（写し）

(見本 2)

- ① 65 歳以上の方には、介護保険料に関する通知書が 7 月ごろ届きます。
- ② 介護保険料に関する通知書（2 ページ目）の市民税賦課（本人）・市民税（世帯）の欄において、ともに「非課税」と印字されている場合は、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

3.介護保険における負担限度額認定証（写し）

(見本 3)

介護保険サービスを利用されている方で、負担限度額認定証をお持ちの場合は、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

4.後期高齢者医療資格確認書（写し）

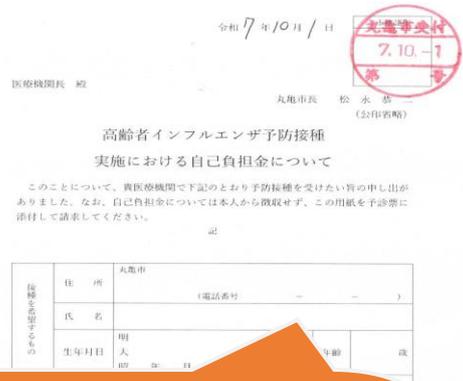
(見本 4)

75 歳以上の方で、後期高齢者医療資格確認書の限度区分が「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の場合のみ、コピーを取り予防接種を受ける際に医療機関に提出すれば、自己負担金が免除されます。

国保の限度額適用・負担限度額認定証は、国保加入者以外の世帯員の課税状況が反映されないため、免除証明書としては適用しません。

1. 自己負担金免除申請による方法

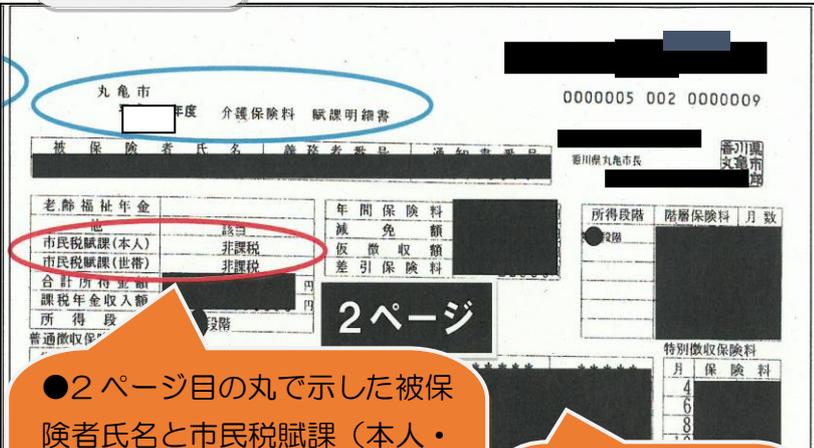
見本 1



- 健康課等窓口にて申請して下さい。
- 申請手続きの際には、窓口に来られる方の身分証明書を持参して下さい。同一世帯以外の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

2. 今年度の介護保険料に関する通知書 (写し)

見本 2

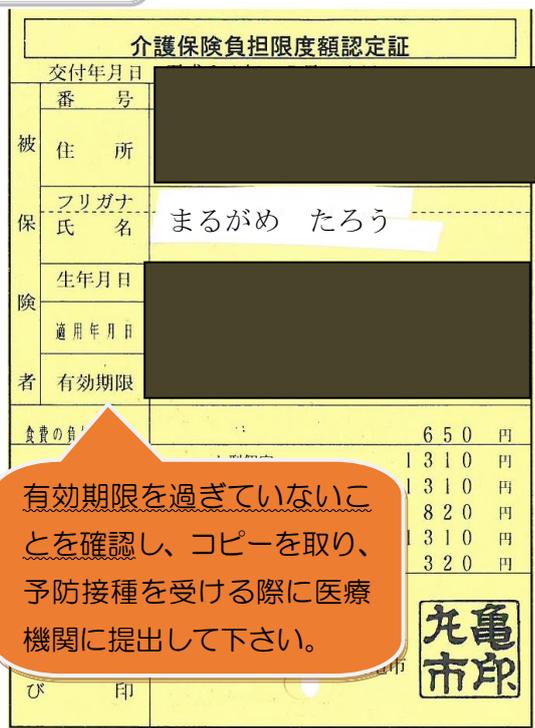


- 2ページ目の丸で示した被保険者氏名と市民税賦課(本人・世帯)欄の部分が分かるようにコピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出して下さい。

毎年、7月ごろに介護保険料に関する通知書が市税務課より届きます。

3. 介護保険における負担限度額認定証 黄色の用紙 (写し)

見本 3



- 有効期限を過ぎていないことを確認し、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出して下さい。

見本 4



有効期限を過ぎていないことを確認し、コピーを取り、予防接種を受ける際に医療機関に提出

- 適用区分が区分Ⅰまたは、区分Ⅱの場合のみ、証明書として利用できます。